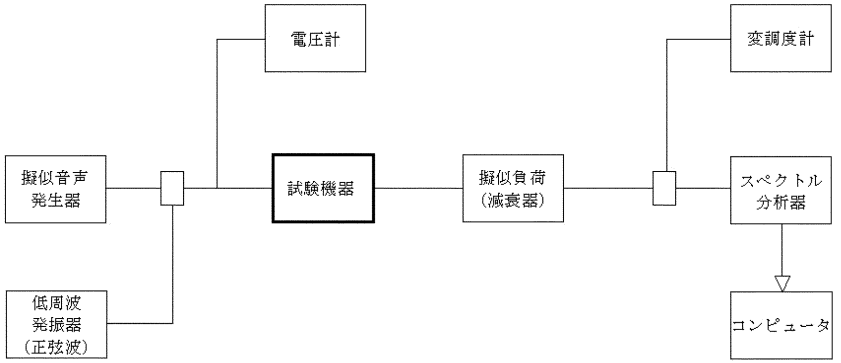
五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　変調入力測定用の電圧計は、平均値又は実効値型を使用するが、低周波発振器と擬似音声発生器に出力電圧設定機能がある場合は、必要でない。

⑵　擬似音声発生器は、白色雑音をＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．227の特性を有するフィルタによって帯域制限したものとする。

⑶　スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	疑似音声信号による変調の時５～10回、ただしスペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	サンプル

⑷　スペクトル分析器の測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　変調信号の型式により以下の変調を行う。

㋐　Ｆ３Ｅ電波の場合

正弦波１kHzで変調度70％状態を確認した後疑似音声発生器により同一レベルを試験機器に入力し、更にその入力レベルを10dB増加する。